

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都練馬区早宮三丁目56番9号

氏 名 東栄化学株式会社

代表取締役 北江徳勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 3年10月 3日

許可の有効期限 令和 8年10月 2日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃酸、③廃アルカリ、④廃プラスチック類、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上6種類）

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

昭和55年 7月 9日 新規許可

平成 8年10月 3日 更新許可

平成13年10月 3日 更新許可

平成18年10月 3日 更新許可

平成23年10月 3日 更新許可